

猪名川部会とりまとめ(案)031009

猪名川は、人口密集地域を貫流する都市河川であり、都市部に残された貴重な自然空間である。人と自然とが織りなす貴重な河川環境を「里川」としての魅力を損なうことなく、都市河川再生の手本となる「猪名川モデル」を目指して、保全また再生していただきたい。

基礎原案の治水目標は、狭窄部上流の浸水被害解消と、狭窄部から下流の破堤回避を大きな目標においている。壊滅的な被害をもたらす破堤を回避する堤防強化策については流域委員会の提言が良く反映されており評価できる。

狭窄部上流の浸水被害解消策の 1 つとして余野川ダム建設が現時点では有効としているが、ダム建設は、社会環境・自然環境への影響が極めて大きい。したがって、「原則としてダムを建設しない」という流域委員会の提言を極力尊重してハード・ソフト双方の様々な浸水被害の軽減策、利水安全度の確保策を、単独では個々の効果がたとえ小さな施策であったとしても精査していただきたい。

「自分で守る、みんなで守る、地域で守る」といった新たな「流域対応」の治水・利水・環境施策の遂行には、流域全体を視野に入れた連携と協働が不可欠である。近畿地方整備局の権限外であって流域住民・他省庁・地方自治体等との複数の連携が必要な治水・利水・環境に利する施策においても、それを推進するにあたってリーダーシップを発揮することを基礎原案に盛り込み、再度精査検討し早期実施に向けての具体的手順を整備内容に明示していただきたい。

なお部会での議論の結果をふまえ、多くの意見を河川整備計画に盛り込んでいただいた点については高く評価します。

主な検討項目に対する意見

1 狭窄部

目標とする降雨の規模について

浸水被害解消の目標とする降雨レベルの高低により、対策の方法・レベルが異なってくる。銀橋上流部の浸水被害解消対策の目標を既往最大規模（昭和 35 年型降雨）とした場合、ダムを含めた様々な対応策を実施したとしても浸水被害は完全には解消しない。これまで経験した最大規模の降雨を浸水被害解消に向けた目標とすることは、住民等の納得の得やすいものであることは十分に理解できる、しかし昭和 35 年型の降雨確率（約 1/4000）およびその時間降雨パターン（2 山型）を考えた場合、その算定方式を含めて再検討が必要ではないか。このままであれば、他の狭窄部と比べて過大な目標降雨レベルではないかと考える。

目標を既往最大規模とした場合、今後それ以上の降雨があった場合には、年とともに目標

レベルが上がり、その対策にはキリが無いことは自明のことで、これに対処することは不可能であることを明言しておく必要がある。また、目標降雨レベル以下であっても、破堤等による洪水の危険を完全には避けることができないことを流域住民に周知徹底しておくことが必要である。

浸水被害の解消の目標とする降雨規模については、確率降雨をもとにした降雨レベルも同時に勘案し、引き続き精査を行い、住民の意見等も考慮して設定することが望ましい。また、様々な降雨のパターンを考慮してきめ細かい対策を検討すべきである。例えば、他の狭窄部の水準に合わせ、1/50年の降雨等に淀川流域のすべての狭窄部上流の浸水被害解消目標を統一し、それ以上の降雨レベルの浸水被害解消に対しては、様々な流域対応の施策とともに、「移転」・「耐洪水建築」・「被害補償」・「土地利用の制限」などの法整備など、きめ細かなハード・ソフト対策を充実する等の施策を具体化していただきたい。

また、上流部の県管理区間においても必要な箇所については堤防強化を推進するよう、関係機関に積極的に働きかけていただきたい。

浸水軽減策

- ・ダム以外の小規模なハード対策にダム建設と同等の精力を持って取り組んでいただきたい。例えば、多田地区において現在市街化調整区域に指定されている地区を流域対応の遊水地として積極的に活用する方策についても検討を行って頂きたい。また、当地区の浸水は、東側台地の小規模住宅開発地区からの雨水の流出による影響も考えられるので、この地区での「都市型あるいは内水型水害」への対策とその効果を検討していただきたい。これらの例を含め、流域全体を視野に入れた「小規模なハード面からの具体策」の充実が望まれる。これらの権限を越える施策についても、県を始めとした関係機関に積極的に働きかけていただきたい。
- ・基礎原案は、「水害に強い地域づくり協議会の設置」、「地域で守る」施策の検討など、流域対応の治水に大きく踏み出していることは高く評価する。猪名川の治水対策についても狭窄部上流の宅地その他の開発による、現浸透域の不浸透域化の抑制を図るシステムを関係機関と協議しその方策を講じる必要がある。都市空間に旧来の農業空間がかるうじて残されている猪名川の地域特性を生かして、休耕田・現農地・ため池等についても、その雨水浸透能力および貯留能力を精査し、現況の浸透・貯留能力を維持する方策についても対策を講じるべきである。
- ・多田地区の強度浸水地域に関しては、「移転」・「耐洪水建築」・「被害補償」・「土地利用の制限」などの法整備による対策も並行して講じておく必要がある。バイパストンネル、分水路の設置などのハード対策については、対象地域の社会的・環境的影響また費用対効果を、上記の現況の浸透・貯留能力の維持・促進また法整備対策等とあわせて比較精査し、住民

意見の聴取を十分に行い、慎重に検討していただきたい。

- ・ 狭窄部「銀橋」は、提言の主旨に従い当面の間、開削しないという方針は堅持して頂きたい。しかし下流の堤防強化が完了し、下流部の治水能力強化が進展した場合には、狭窄部を段階的に掘削することを将来再検討する余地は残していただきたい。基礎原案では、この案の検討にも言及しており、評価できる。

2 余野川ダム

まとめに対して（ダム-22）

一庫ダムの利水容量の余野川ダムへの代替案として、府営水道等から水を導入する案も検討されており、評価できる。新規ダムの水利権を、流域の自治体が放棄し始めた状況から考えて、流域の水需要は、計画当初の予測と全く異なる結果が導かれる可能性もある。整備計画確定前に、流域の総合的な水需要管理の精査が緊急に必要である。

余野川ダム建設は、確かに治水・利水に効果がある。しかし、基礎原案に「ダム建設は、水没を伴い、河川環境を大きく改変する」と記されているとおり、河川環境悪化を招くという逆効果も著しい。ダム建設を含め有効な方策は複数あって、流域全体を視野に入れた複数の流域対応の施策を同時に幅広くきめ細かに検討・実施することによって初めて、治水・利水安全度を高め同時に環境を保全し再生するという「新河川法」の精神が実現できる。新河川法の精神を遵守した表現に努めていただきたい。

今後の調査検討項目に対して（ダム-23）

自然環境に対する影響調査に対して、例えば余野川ダムが完成すれば、溪流を含む「里川と里山」の生態系から「ダム湖」の生態系に移行する。生息生物リストの羅列は、この生態系の移行情況をモニタリングするのみである。地域住民がどのような生態系を望んでいるかの意見を総合し、「残すべき」あるいは「創造すべき」べき「目標生態系」を設定し、その目標実現に資するモニタリングにある程度絞るべきである。希少種・特定種のみが保全の目標ではないが、例えば余野川ダム計画地に隣接するオオタカ生息区域は、保全されるべき流域の貴重な“自然”の一つであって、その保全に万全を期していただきたい。

検討の方法について

新河川法の基本精神、および流域委員会の「提言」の主旨を尊重し、余野川ダム見直し検討の過程をはじめ、猪名川の整備内容全体に渡って、住民の意見の聴取を進め計画策定に反映していただきたい。住民意見を「極力尊重する」手順を明記しておくことが必要である。基礎原案において、「関係機関と連携した水源地の活性化対策の検討」を盛り込んだことは評価できる。今後さらに検討を重ね、具体化していただきたい。

3 猪名川全体に関する事業について

環境

個別施策について

・横断方向の河川形状の修復（環境-14・15）

基礎原案また具体的な整備内容シートで「検討」「試行」とされている下加茂地区、下河原地区以外の地区（例えば、神田（こうだ）地区など）でも、河川敷のグランド縮小と合わせて検討の候補に加え、随時実施に移していただきたい。特に注目すべき地点は、現在残された「蛇行」地点で、多自然型工法の反省を踏まえ洪水時の掃流力によって「川が川を作れる地点」を重点的に取り上げてゆくべきだと考える。また保全・再生された河川環境を積極的に活用する、市民団体・NPO などの存在を考慮することも重要である。他の実施地区の選定にあたっては、流域全体の環境の保全・回復を視野に入れて、着手のしやすさや地域住民の意向等も含めて総合的に検討し、合理的な説明（例えば環境-57「箇所選定理由」）を行っていただきたい。

また水陸移行帯など提外地における横断方向の連続性のみでなく、農林水産省等の関係省庁とも連携して、河川・水路・田圃・ため池と連続していた横方向の「水域ネットワーク」を再生し、河川環境を構成する重要な要素である魚類・両生類をはじめとした水生生物の生息環境を再生させる施策をぜひとも検討していただきたい。

・縦断方向の河川形状の修復（魚類等の遡上・降下）（環境-23、25）

基礎原案において、「流入支川や流入水路を含めた連続性の再生」が加わったことを評価する。猪名川の魚類等水生生物の自然分布を想定した、「再生目標」を策定し、そのビジョン実現に有効な地点から優先的に、構造の検討を含め魚道等水生生物の移動を保証する施設の整備を進めるべきだと考える。一般的には、河口付近汽水域の潮止堤を始めとした下流域の堰堤が回遊魚・エビ・カニ等の大きな移動障害となっている。

また魚類を始めとした水生生物の生息空間を第一義的に規定する、平水時の河川水量の確保も極めて重要である。利水容量の精査・確認の結果を踏まえて堰の廃止や取水容量等の再配分を検討すべき。

・水質（環境-40、41、42）

水質については、ダム湖の選択取水等の運用の改善といった対症療法に止まらず、猪名川流域全体の水質改善を視野に入れ総合的な水質改善策を整備計画に盛り込み、流域の水質改善（下水道施設の改良等）を推進できるようお願いしたい。基礎原案でその機能になう「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）」の設立を検討すると明示したことは、高

く評価する。その設立・運用に当たっては関係機関との調整・連携など大きな困難・障害を伴うと考えられるが、リーダーの役割りを積極的に果たしていただきたい。

猪名川では、下流部の水質改善が緊急の課題である。また一庫ダムの水質の改善については、流入する河川の水質改善も含めた検討を行って欲しい。あるべき水質の将来的な目標として、現在の環境水質基準をクリアーしているから十分であるとの見解を改め、基準値のレベルを引き上げるだけでなく、「水道の水が美味しい」「泳ぐ気になる」「採った魚を食べたくなる」など流域住民の官能にも耐え得るレベルを目指した整備計画にしていだきたい。

・外来種対策（環境-59、60）

猪名川においては都市河川であること、河川面積が小さいこともあって帰化植物の比率が日本一であるばかりでなく、優占化して在来種の生育を阻害するオオブタクサ、アレチウリ、セイタカアワダチソウ、トウネズミモチなどの帰化植物繁茂が激しい。これらの帰化植物の現状調査を実施し、定期的な刈り取りなどの植生管理を行い、在来河川敷植生の保全と回復を図るべきだと考える。

淡水魚など在水生動物の強力な捕食者・競争種であるオオクチバス・ブルーギルが、ほぼ全てのダム湖・ファブリダム上部に形成される湛水域に侵入し繁殖し、在来生物にとって大きな脅威となっている。河川法が改正され「環境」を河川整備計画の重要な柱と位置付けた結果、外来種対策の具体策を講じる責務が生じたと認識し、外来種対策を猪名川においても検討しすみやかに実施に移していただきたい。

治水

土地利用の規制、誘導について（治水-1、2）

猪名川では、水源から河口に到るまで、都市化が極度に進み、河道内での治水対策の余地がほとんど残されていない。基礎原案において「地域で守る」項目として、自治体と連携した土地利用の規制・誘導や、建築物の耐水化への支援が盛り込まれており、この点を高く評価する。さらに一步踏み込んで、狭窄部上流の強度浸水危険地帯などでは家屋建築の禁止また移転の促進などを強く働きかけることを検討いただきたい。

基礎原案にもとりあげられているが、洪水時に速やかに避難し、人命の損失を最小限に止めるよう、迅速な情報提供や、誘導経路・誘導方法の徹底が必要である。浸水想定深度と避難経路を街頭に明示するなど、関係自治体と連携し、可能な方策を速やかに検討・実施に移していただきたい。

基礎原案に示されているとおり、流域内保水能力、貯留機能の強化を行うと同時に、現況

の猪名川流域の浸透、貯留能力を維持する方策（森林や農地の維持および開発の防止、ため池の維持等）についても精査・検討を続けて頂きたい。さらに、家庭における雨水マス、公共施設における貯留機能の整備等、個々の施策の効果がたとえ小さいものであっても、流域全体の治水・利水双方の安全度を高めるきめ細かな施策を再度精査検討していただきたい。

利水

利水者の水需要の精査確認

水需要の精査・確認を基礎原案に従って進め、特に水利用実体をできる限り正確に把握しその情報を公開し、利水の総合的な調整をはかっていただきたい。また水需要抑制策を推進し利水容量を減少させ、自然のリズムに即した河川の環境水量を確保することに努めていただきたい。河川の水量は、水生生物の生息空間を第一義的に規定する極めて重要な要素である。治水・利水とともに河川水量の確保は、環境を河川整備の目標とした整備局の責務である。

利用

河川敷利用について（利用-6）

縮小を基本とする基礎原案の主旨は理解できるが、高水敷の65%がグラウンド等として利用されている猪名川では、当然、運動公園の新設を認めるべきではない。猪名川と比較して河川敷の運動公園（グラウンド）の比率がそれほど高くない淀川等と猪名川を同列に捉えて河川保全利用委員会（仮称）を運営していくことの無いよう、河川敷の都市公園やグラウンドとしての利用率の高い猪名川の特性を強く意識した整備計画として頂きたい。